平成２８年（フ）第６１７号
北九州市小倉北区板櫃町11番28号
債務者　伊藤　　厚
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２５５号
北海道北斗市細入39番地の１
債務者　葛西　　忍
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２５６号
函館市東山３丁目３番２号　フォレストパーク東山　101
債務者　藤田　ツユ
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第８８号
島根県雲南市大東町中湯石1279番地
債務者　内田美紀子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９９０号
大阪市都島区都島北通２丁目19番２―404号
債務者　久保浦　秀
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６４２号
大阪府吹田市中の島町４番40号（２－Ｂ）、前住所大阪府茨木市鮎川１丁目５番21号（アネックスＫ201号）
債務者　森　　広樹
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８０号
大阪府東大阪市柏田本町６番７号　シャーメゾンペリフェリーア　203号、前住所大阪府東大阪市瓜生堂２丁目33番18号　横田方
債務者　大木由佳子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８８２号
大阪市中央区松屋町住吉６―19―103、住民票上の住所大阪市都島区高倉町３丁目２番14号
債務者　上田　俊光
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０２０号
大阪市平野区長吉六反１丁目12番６―306号
債務者　村田　益己
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８７号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目49番３号
債務者　古谷八千代
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０６号
大阪府寝屋川市石津東町19番43号
債務者　曽我部千賀子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４１２号
大阪府豊中市服部豊町２丁目12番27号　102号、前住所大阪府豊中市小曽根１丁目９番33―Ａ106号
債務者　福田　裕貴
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４３９号
大阪府豊中市刀根山５丁目３番Ｂ１―16号
債務者　高木　敦史
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４号
埼玉県川越市四都野台12番地21（サングリーンハウスＢ棟101号室）
債務者　戸澤　由佳（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５３２号
埼玉県入間市豊岡１丁目12番24号　エクレール302、前住所埼玉県入間市豊岡５丁目４番９号　麻雀ロン
債務者　山田龍雄こと　金　　龍雄
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７６号
岡山県倉敷市西阿知町西原659番地６
債務者　南　　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７６３０号
青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字前田419―５、申立時の住所東京都世田谷区船橋６丁目11―７―301
債務者　大川エリ子（旧姓近森）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部